

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締  
役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選  
任の件
- 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1  
名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締  
役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬  
額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締  
役及び社外取締役を除く。）に対  
する譲渡制限付株式の付与のた  
めの報酬決定の件

# 第20期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月18日(木曜日)  
午前10時

場 所

三重県津市大門7番15号

Hotel 津 Center Palace  
5階 三重の間

証券コード 3232  
2026年5月28日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月26日)

株 主 各 位

三重県津市中央1番1号  
三重交通グループホールディングス株式会社  
代表取締役社長 竹谷 賢一

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://holdings.sanco.co.jp/ir/stock/meeting/>

(上記ウェブサイトの「第20期定時株主総会」にてご確認くださいませ。)



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

### 【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「三重交通グループホールディングス」または「コード」に「3232」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」にてご確認くださいませ。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月17日（水曜日）午後6時までに到達するよう議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 三重県津市大門7番15号 Hotel 津 Center Palace 5階 三重の間  
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。  
※本株主総会当日の議場の模様は、インターネットによるライブ配信を予定しております。ご視聴の方法等、詳細は本招集ご通知6頁から7頁をご覧ください。

### 3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
- 1 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件  
**第5号議案** 補欠監査等委員である取締役1名選任の件  
**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件  
**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件  
**第8号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. その他

書面交付請求をされていない株主さまには、株主総会参考書類を併せてご送付しております。また、書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をご送付しておりますが、同書面につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するために必要な体制及び運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、当該書類を含む監査対象書類を監査しております。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
  3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使方法についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時  
**2026年6月18日(木曜日)**  
**午前10時**



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただけない場合



書面による  
議決権行使

行使期限  
**2026年6月17日(水曜日)**  
**午後6時到着分まで**

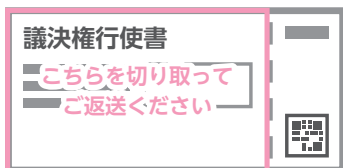
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによる  
議決権行使

行使期限  
**2026年6月17日(水曜日)**  
**午後6時まで**

後記(4頁~5頁)のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧いただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。



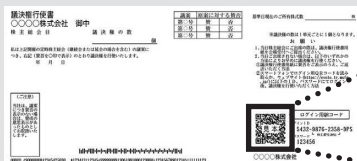
# インターネットによる議決権行使のご案内



## ■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

### 1. QRコードを読み取る

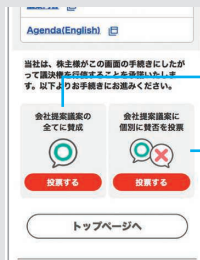


議決権行使書

お手持ちのスマートフォンまたはタブレット端末にて、同封の議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従い各議案の賛否を選択

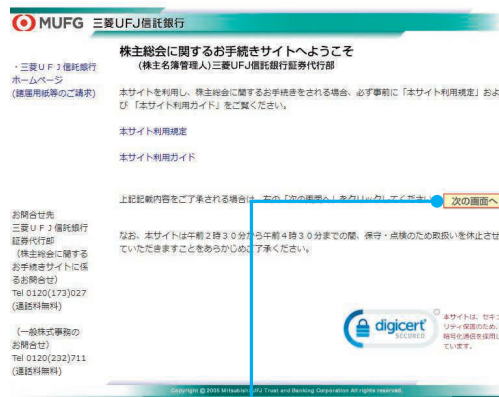
画面の案内に従い  
行使完了です。

## 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

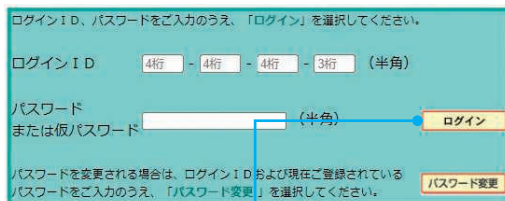
# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

## 2. お手許の議決権行使書用紙に記載 された 「ログインID」及び「仮パスワード」 を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従い賛否を  
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



(QRコードは、株式会社デンソーウェアブの登録商標です。)

## ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## 【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間 9:00~21:00)

以上

# インターネットによるライブ配信のお知らせ

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。※議決権の行使やご質問等はできません。

## 1. 配信日時

**2026年6月18日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで**

※ ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分に開設予定です。

## 2. ご視聴の方法

### QRコードを読み取ってログイン

#### ▼ 同封の議決権行使書裏面 『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』（イメージ）

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内  
本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きを簡便してご利用いただけます。詳しくは届席ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン  
①ウェブブラウザのアドレス欄に以下のURLを入力  
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>  
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID：9999-9999-9999-9999  
パスワード：999999

スマートフォン QRコード読み取り  
スマートフォン、タブレットからQRコードを読み取る  
（※パスワードの入力は不要です）

議決権行使書をご郵送の際は、本席を必ず切り離し、インターネットによる議決権行使をお断りいたします。インターネットによる議決権行使の場合は、その旨を優先いたします。インターネットによる行使内容を確認される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

〇このほかには、切手をはらったお申し送り状、お預かりの議決権行使書の株主総会日録のご利用に、なされるようご依頼いたします。

（受取人）  
新東京駅前信託局私庫階第2号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部 気付

137-8683

議決権行使書裏面に印字された株主さま固有のQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

\*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 株主さま認証画面からログイン

MUFG 三菱UFJ信託銀行

Engagement Portal

② ログインID  
パスワード

③ 同意規約に同意する

④ ログイン

〇本サイトは、パスワードは議決権行使書裏面に記載しております。  
〇パスワードを忘れた場合はお問い合わせください。議決権行使書発行後お受け取りの場数は、以下へご連絡ください。  
【お問い合わせ先】  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒100-8305 東京都千代田区千代田 1-1-1  
TEL 03-6543-5008（直通） 三菱UFJ信託銀行 株主総会係（平日9:00-17:00）

- 1 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス  
URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
- 2 同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力（株主さま固有のもので）
- 3 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェック
- 4 「ログイン」ボタンをクリック

\* 画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。

### 3. ポータルサイト（株主総会当日）

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリック



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃からアクセス可能となります。

- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリック
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

#### ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://holdings.sanco.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- (2) ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、書面またはインターネットにより事前に行使くださいますようお願い申し上げます。
- (3) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

#### 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

---

株主総会オンラインサイト (Engagement Portal) に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行(株) TEL: 0120-676-808 (通話料無料)

**受付日時** 2026年5月28日(木曜日)から6月18日(木曜日)まで ※土・日・祝日を除く  
午前9時～午後5時まで

株主総会ライブ配信の動画視聴に関するお問い合わせ先

(株)ブイキューブ TEL: 03-6833-6212

**受付日時** 2026年6月18日(木曜日) 午前9時から株主総会終了時まで  
(株主総会当日限りとなります)

---

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおり実施いたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金8円を含め、1株につき金18円となります。

1. 配当財産の種類	金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金10円 総額は、1,005,219,440円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月19日

## <ご参考>第2号議案から第8号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。本総会に付議いたします第2号議案から第8号議案までは、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由及び当該移行後の体制について、以下のとおりご説明申し上げます。

### 1. 監査等委員会設置会社の特徴

#### (1) 取締役会の監督機能強化

監査等委員である取締役が取締役会に出席、議決権を有し、様々な業務執行の意思決定に関与します。また、監査等委員会は、取締役の職務執行を監査するとともに、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会での意見陳述権を有しており、これらの点から取締役会の監督機能がより強化されます。

#### (2) 意思決定・業務執行のスピードアップ

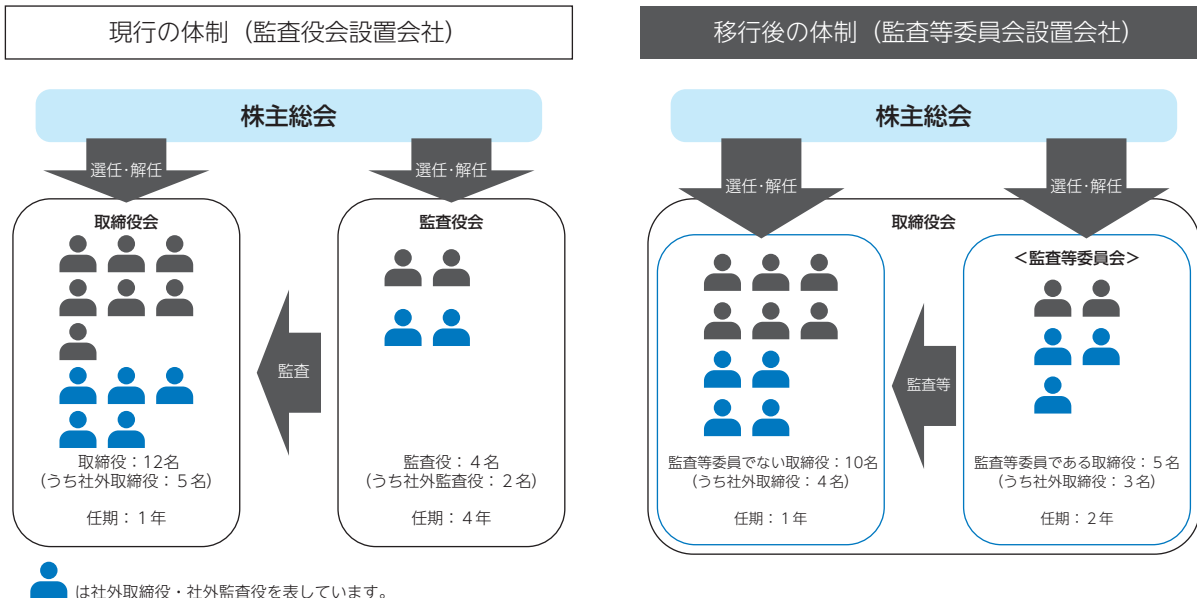
定款への定めにより、取締役会の決議をもって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができ、取締役会決議を経ずに迅速な意思決定・業務執行が可能となります。

### 2. 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営上の重要課題のひとつとして認識しており、株主総会、取締役会、監査役会等の諸機関並びにその構成員が、法令に基づきそれぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいりました。

今般、外部環境の変化に迅速に対応するための経営体制の強化並びにコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することで、取締役会の監督機能の強化を図り、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

### 3. 移行後の体制



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

前記のご説明のとおり、当社は、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行条文	変更条文案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以上とする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以上とする。</p> <p><u>2 当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

(下線部は変更箇所)

現行条文	変更条文案
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

(下線部は変更箇所)

現行条文	変更条文案
<p data-bbox="379 264 523 288">&lt; 新 設 &gt;</p> <p data-bbox="178 470 276 494">(報酬等)</p> <p data-bbox="160 500 746 610">第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="160 677 520 701">第27条～第28条 (条文省略)</p> <p data-bbox="178 742 680 802">第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p data-bbox="160 808 689 833">第29条 当会社の監査役は3名以上とする。</p> <p data-bbox="178 873 303 898">(選任方法)</p> <p data-bbox="160 908 746 1049">第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="178 1090 276 1114">(任 期)</p> <p data-bbox="160 1120 746 1286">第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p data-bbox="783 264 1150 288">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p data-bbox="765 294 1351 435">第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p data-bbox="783 470 881 494">(報酬等)</p> <p data-bbox="765 500 1351 641">第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="765 677 1150 701">第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="867 742 1245 802">第 5 章 監査等委員会 &lt; 削 除 &gt;</p> <p data-bbox="984 873 1127 898">&lt; 削 除 &gt;</p> <p data-bbox="984 1090 1127 1114">&lt; 削 除 &gt;</p>

(下線部は変更箇所)

現行条文	変更条文案
<p>(補欠監査役の予選の効力)  <u>第32条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(常勤の監査役)  <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(監査役会規程)  <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(報酬等)  <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)  <u>第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u>  <u>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>

(下線部は変更箇所)

現行条文	変更条文案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(監査等委員会規程)  <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計 算  第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算  第33条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(附 則)  (監査役の責任免除に関する経過措置)  <u>第 1 条 当社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1	お ぐら とし ひで 小 倉 敏 秀 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役会長	11/11回
2	ます だ みち やす 増 田 充 康 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役 企画室担当、総務人事グループ（総務・秘書・広報）担当、 経理グループ担当、内部統制室担当	11/11回
3	おか もと なお ゆき 岡 本 直 之 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役相談役	11/11回
4	た ばた ひで あき 田 端 英 明 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役 総務人事グループ（人事）担当	11/11回
5	むら た よう こ 村 田 陽 子 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役	11/11回
6	なか むら みち たか 中 村 充 孝 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役	11/11回
7	つ じ たかし 都 司 尚 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #FFA500; padding: 2px;">社外取締役</span>	取締役	11/11回
8	た なか あや こ 田 中 彩 子 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #FFA500; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">独立</span>	取締役	11/11回
9	くり す ゆり か 栗 須 百合香 <span style="background-color: #FF0000; color: white; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #FFA500; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">独立</span>	—	—
10	なか ばやし みち こ 仲 林 真 子 <span style="background-color: #FF0000; color: white; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #FFA500; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">独立</span>	—	—

候補者番号

1

お ぐら  
小 倉  
とし ひで  
敏 秀

生年月日  
1955年9月9日生

再任



取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社の株式数

167,000株

#### 略歴及び地位

- 1978年 4月 近畿日本鉄道株式会社  
(現近鉄グループホールディングス株式会社) 入社
- 2009年 6月 同社執行役員
- 2012年 6月 同社取締役常務執行役員
- 2015年 6月 同社取締役専務執行役員
- 2016年 6月 当社代表取締役社長
- 2016年 6月 三交交通株式会社代表取締役会長
- 2016年 6月 三交不動産株式会社代表取締役会長
- 2016年 6月 名阪近鉄バス株式会社代表取締役会長
- 2020年 6月 近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役社長
- 2023年 6月 当社代表取締役会長 (現職)
- 2023年 6月 三交不動産株式会社代表取締役会長 (現職)

#### 重要な兼職の状況

三交不動産株式会社代表取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

1978年から近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）の一員としてグループ管理、総務等に携わり、また、2009年から同社の執行役員に就任し、会社経営に関する高い知識及び豊富な経験を有しております。2016年から4年間、当社の社長として、また、2020年から3年間、近鉄グループホールディングスの社長としてグループ経営に携わっており、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

ます  
増

だ  
田

みち  
充

やす  
康

生年月日

1964年11月24日生

再任



取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社の株式数

53,200株

#### 略歴及び地位

- 1989年 4月 近畿日本鉄道株式会社  
(現近鉄グループホールディングス株式会社) 入社
- 2021年 6月 同社執行役員
- 2023年 3月 当社執行役員
- 2023年 6月 当社取締役 (現職)
- 2023年 6月 三重交通株式会社専務取締役 (現職)

#### 重要な兼職の状況

#### 担当

三重交通株式会社専務取締役 企画室担当、総務人事グループ (総務・秘書・広報) 担当、経理グループ担当、内部統制室担当

#### 取締役候補者とした理由

1989年から近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)の一員として鉄道事業、総務、グループ管理、企画等に携わり、2021年から同社執行役員に、また、2023年から当社の役員としてグループ経営に携わっており、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

おか

もと

なお

ゆき

岡 本 直 之

生年月日

1946年12月29日生

再任



取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社の株式数

260,400株

#### 略歴及び地位

- 1970年 4月 近畿日本鉄道株式会社  
(現近鉄グループホールディングス株式会社) 入社
- 2003年 6月 同社取締役
- 2005年 6月 同社専務取締役
- 2007年 6月 同社代表取締役副社長
- 2010年 6月 当社代表取締役社長
- 2010年 6月 三重交通株式会社代表取締役会長
- 2010年 6月 三交不動産株式会社代表取締役会長
- 2010年 6月 名阪近鉄バス株式会社代表取締役会長
- 2016年 6月 当社代表取締役会長
- 2023年 6月 当社取締役相談役 (現職)

#### 取締役候補者とした理由

1970年から近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）の一員として広報、人事、不動産事業等に携わり、また、2003年から同社の役員に就任し、会社経営に関する高い知識及び豊富な経験を有しております。2010年から当社の社長、また、2016年から当社の会長としてグループ経営に携わっており、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

た ばた  
田 端

ひで あき  
英 明

生年月日

1963年8月30日生

再任



取締役会への出席状況  
11回／11回

所有する当社の株式数  
68,000株

略歴及び地位

1986年 4月 三重交通株式会社入社  
2017年 6月 名阪近鉄バス株式会社常務取締役  
2019年 6月 三重交通株式会社取締役  
2020年 6月 当社取締役  
2020年 6月 名阪近鉄バス株式会社代表取締役社長  
2020年 6月 名阪近鉄旅行株式会社代表取締役社長  
2021年 6月 当社執行役員  
2023年 6月 当社取締役（現職）  
2023年 6月 三重交通株式会社代表取締役社長（現職）

重要な兼職の状況

三重交通株式会社代表取締役社長

担当

総務人事グループ（人事）担当

取締役候補者とした理由

1986年から当社グループの一員としてバス事業、旅行企画等に携わり、また、グループ会社の役員として豊富な業務経験を有しております。2020年から当社の役員等としてグループ経営に携わっており、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

むら た  
村 田

よう こ  
陽 子

生年月日

1972年1月29日生

再任



取締役会への出席状況  
11回／11回

所有する当社の株式数  
61,500株

略歴及び地位

1994年 4月 三重交通株式会社入社  
2016年 6月 当社総務人事グループ部長  
2017年 6月 当社企画室部長  
2020年 6月 当社取締役（現職）  
2020年 6月 株式会社三交イン代表取締役社長  
2025年 6月 鳥羽シーサイドホテル株式会社代表取締役社長（現職）

重要な兼職の状況

鳥羽シーサイドホテル株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

1994年から当社グループの一員としてバス事業、総務等に携わり、豊富な業務経験を有しております。2020年から当社の役員としてグループ経営に携わっており、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

なか  
中

むら  
村

みち  
充

たか  
孝

生年月日

1963年3月14日生

再任



略歴及び地位

1987年4月 三重交通株式会社入社  
 2014年6月 三交不動産株式会社取締役  
 2016年6月 同社常務取締役  
 2018年6月 同社専務取締役  
 2021年6月 当社取締役（現職）  
 2021年6月 三交不動産代表取締役社長（現職）

重要な兼職の状況

三交不動産株式会社代表取締役社長

取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社の株式数

123,200株

候補者番号

7

つ  
都

じ  
司

たかし  
尚

生年月日

1957年8月26日生

再任

社外取締役



略歴及び地位

1982年4月 近畿日本鉄道株式会社  
 （近鉄グループホールディングス株式会社）入社  
 2015年1月 近畿日本鉄道分割準備株式会社（現近畿日本鉄道株式会社）執行役員  
 2016年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員  
 2019年6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役  
 2019年6月 近畿日本鉄道株式会社代表取締役社長  
 2020年6月 当社社外取締役（現職）  
 2021年6月 近鉄グループホールディングス株式会社グループ執行役員  
 2023年6月 同社代表取締役社長  
 2024年4月 株式会社きんえい取締役（現職）  
 2024年6月 近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役会長、株式会社きんえい取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

1982年から近畿日本鉄道株式会社（近鉄グループホールディングス株式会社）の一員として鉄道事業等に携わり、2019年6月には近畿日本鉄道株式会社代表取締役社長、2023年6月には近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役社長、また、2024年6月から同社代表取締役会長に就任するなど、会社経営に関する高い知識及び豊富な経験を有しております。その経験や知見を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役候補者となりました。

取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社の株式数

8,200株

候補者番号

**8** たなか あやこ  
**田中 彩子** 生年月日  
 1950年4月30日生

再任 社外取締役 独立役員



略歴及び地位

1973年10月 三重県鈴鹿保健所入庁  
 1978年4月 塩川病院勤務  
 1988年4月 医療法人誠仁会塩川病院理事  
 1997年5月 社会福祉法人博愛会常務理事  
 1998年12月 医療法人誠仁会理事長（現職）  
 2010年6月 社会福祉法人博愛会理事長（現職）  
 2021年6月 当社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

医療法人誠仁会理事長、社会福祉法人博愛会理事長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

医療機関等の経営者として、優れた見識と幅広い経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により客観的立場から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役候補者となりました。

取締役会への出席状況  
 11回／11回  
 所有する当社の株式数  
 1,000株

候補者番号

**9** くりす ゆりか  
**栗須 百合香** 生年月日  
 1963年7月11日生

新任 社外取締役 独立役員



略歴及び地位

1982年4月 富士電機株式会社入社  
 1994年5月 三重工熱株式会社入社  
 2000年6月 同社監査役  
 2008年5月 同社取締役  
 2011年8月 同社代表取締役社長（現職）

重要な兼職の状況

三重工熱株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2000年6月から三重工熱株式会社の監査役、2008年5月には同社取締役、また、2011年8月から同社代表取締役社長に就任するなど、会社経営に関する高い知識及び豊富な経験を有しております。その経験や知見を当社の経営に活かしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数  
 0株

候補者番号

10

なか ばやし  
仲 林  
みち こ  
真 子生年月日  
1968年6月11日生

新任

社外取締役

独立役員



所有する当社の株式数  
0株

## 略歴及び地位

1998年4月 近畿大学商経学部特任講師  
2000年4月 同大学商経学部講師  
2002年4月 同大学商経学部助教授  
2008年4月 同大学経済学部教授（現職）  
2016年10月 同大学経済学部長  
2022年4月 同大学副学長補佐  
2022年4月 同大学学生部長（現職）  
2025年6月 同大学副学長（現職）

## 重要な兼職の状況

近畿大学副学長・経済学部教授・学生部長

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学の教授に加え近畿大学副学長を務めるなど、長年にわたり大学の運営に関与したことにより優れた見識と幅広い経験を有しております。同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により客観的立場から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 都司尚氏、田中彩子氏、栗須百合香氏及び仲林真子氏は、社外取締役候補者であり、都司尚氏は当社の社外取締役に就任して6年、田中彩子氏は当社の社外取締役に就任して5年であります。
3. 当社は、田中彩子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。また、栗須百合香氏及び仲林真子氏を両取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 「社外役員の独立性に関する基準」は、当社ウェブサイト (<https://holdings.sanco.co.jp/ir/governance/>) に掲載しております。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第28条の規定により、都司尚氏及び田中彩子氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、栗須百合香氏及び仲林真子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社及び連結子会社の役員、執行役員並びに重要な使用人を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定であります。
7. 第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、2026年6月18日付で、小倉敏秀氏は三交不動産株式会社代表取締役会長を退任し、同社取締役に、増田充康氏は当社代表取締役社長、三重交通株式会社代表取締役会長、三交不動産株式会社代表取締役会長及び名阪近鉄バス株式会社代表取締役会長にそれぞれ就任する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位	取締役会 出席回数
1	べつ 別	ぶ 府	みち 通	たか 孝 新任	監査役(常勤)	11/11回
2	こ 擧	いち 市	とよ 豊	し 司 新任	内部統制室部長	—
3	くす 楠	い 井	よし 嘉	ゆき 行 新任 社外取締役 独立	取締役	11/11回
4	やま 山	なか 中	とし 利	ゆき 之 新任 社外取締役 独立	監査役	11/11回
5	かさ 笠	まつ 松	ひろ 宏	ゆき 行 新任 社外取締役	監査役	11/11回

候補者番号

1 べつ ぶ 通 孝

生年月日  
1959年8月7日生

新任



取締役会への出席状況  
11回/11回

所有する当社の株式数  
23,400株

略歴及び地位

1982年4月 三重交通株式会社入社  
2008年6月 三交興業株式会社取締役  
2010年6月 鳥羽シーサイドホテル株式会社常務取締役  
2014年6月 同社専務取締役  
2015年2月 株式会社観光販売システムズ代表取締役社長  
2019年4月 御在所ロープウェイ株式会社代表取締役社長  
2023年6月 当社監査役(常勤)(現職)

監査等委員である取締役候補者とした理由

1982年から当社グループの一員としてバス事業、人事等に携わり、豊富な業務経験を有しており、2008年からグループ会社の役員として、また、2023年から当社監査役としてその職務を適切に遂行しており、その実績と経験に基づき適切な人材と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2 こ 市 豊 司

生年月日  
1968年1月30日生

新任



所有する当社の株式数  
15,100株

略歴及び地位

1991年4月 三重交通株式会社入社  
2014年6月 当社経理グループ部長  
2019年6月 当社企画室部長  
2021年6月 三重いすゞ自動車株式会社常務取締役  
2022年4月 当社内部統制室部長(現職)

監査等委員である取締役候補者とした理由

1991年から当社グループの一員として経理に携わり、豊富な財務及び会計に関する知見を有しております。加えて、グループ会社の役員として、また、2022年から当社内部統制室部長としてその職務を適切に遂行しており、その実績と経験に基づき適切な人材と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

3

くす い よし ゆき  
楠 井 嘉 行

生年月日  
1954年5月14日生

新任 社外取締役 独立役員



取締役会への出席状況  
11回／11回  
所有する当社の株式数  
29,200株

略歴及び地位

1980年4月 三重県入庁  
1985年4月 弁護士登録  
1992年1月 楠井法律事務所開業  
2014年6月 当社社外監査役  
2016年6月 当社社外取締役（現職）  
2021年6月 税理士登録

重要な兼職の状況

弁護士、税理士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として培った専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、客観的立場から、取締役会の監査・監督の実効性を高めていただけることが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

4

やま なか とし ゆき  
山 中 利 之

生年月日  
1953年11月26日生

新任 社外取締役 独立役員



取締役会への出席状況  
11回／11回  
所有する当社の株式数  
2,000株

略歴及び地位

1983年8月 公認会計士登録  
1989年6月 五十鈴監査法人社員  
1991年4月 税理士登録  
1991年4月 公認会計士・税理士山中利之事務所開設（現職）  
1995年6月 五十鈴監査法人代表社員  
2007年7月 同監査法人総括代表社員  
2024年6月 当社社外監査役（現職）

重要な兼職の状況

公認会計士、税理士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士・税理士の資格を有しており、これらの専門家としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、客観的立場から、当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

5

かさ まつ ひろ ゆき  
**笠 松 宏 行**

生年月日  
 1964年3月4日生

**新任** **社外取締役**



取締役会への出席状況  
 11回／11回

所有する当社の株式数  
 5,900株

**略歴及び地位**

- 1987年 4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社
- 2016年 6月 同社経営戦略部長
- 2017年 6月 株式会社近鉄エクスプレス執行役員財務経理部長
- 2019年 6月 同社執行役員コーポレート・ファイナンス&アカウンティング部長
- 2021年 4月 同社上席執行役員コーポレート・ファイナンス&アカウンティング部長
- 2023年 6月 当社社外監査役（現職）
- 2023年 6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員（現職）
- 2024年 5月 株式会社近鉄百貨店監査役（現職）

**重要な兼職の状況**

近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員、株式会社近鉄百貨店監査役

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

1987年から近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）の一員として経理等に携わり、豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2023年から同社の取締役常務執行役員に就任しており、客観的立場から、当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 楠井嘉行氏、山中利之氏及び笠松宏行氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、在任期間につきましては、楠井嘉行氏が社外取締役として10年、山中利之氏が社外監査役として2年、笠松宏行氏が社外監査役として3年であります。
3. 当社は、楠井嘉行氏及び山中利之氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第1項並びに現行定款第28条及び第37条の規定により、楠井嘉行氏、山中利之氏及び笠松宏行氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は楠井嘉行氏との間の当該契約を継続、山中利之氏及び笠松宏行氏との間で取締役として当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社及び連結子会社の役員、執行役員並びに重要な使用人を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期中に更新される予定であります。
6. 2026年6月19日付で、笠松宏行氏は近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員を退任し、同社常務執行役員に就任する予定であります。

## 〈ご参考〉

## 取締役の構成及びスキル・マトリックス

第2号議案、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の構成及びスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

なお、各取締役の役職は本定時株主総会後の取締役会において正式に決定いたします。

役職 (予定)	氏名	性別	主なスキル・経験等 (※)					
			経営	財務・会計	人事・労務	法務・ リスクマネジメント	デジタル・ ICT	ジェンダー その他の 多様性
代表取締役会長	小倉 敏秀	男性	●	●		●		
代表取締役社長	増田 充康	男性	●	●		●		
取締役相談役	岡本 直之	男性	●		●	●		
取締役	田端 英明	男性	●		●	●		
取締役	村田 陽子	女性	●				●	●
取締役	中村 充孝	男性	●	●		●		
社外取締役	都司 尚	男性	●		●	●		
独立社外取締役	田中 彩子	女性	●			●		●
独立社外取締役	栗須 百合香	女性	●	●				●
独立社外取締役	仲林 真子	女性			●		●	●
取締役 監査等委員	別府 通孝	男性	●		●	●		
取締役 監査等委員	擧市 豊司	男性		●	●	●		
独立社外取締役 監査等委員	楠井 嘉行	男性	●	●		●		
独立社外取締役 監査等委員	山中 利之	男性	●	●		●		
社外取締役 監査等委員	笠松 宏行	男性		●		●	●	

※各氏の有するスキル・経験等を最大3つに限定しております。

## 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なか むら てつ お  
**中 村 哲 夫** 生年月日 1960年11月18日生

新任

社外取締役



所有する当社の株式数  
 0株

### 略歴及び地位

- 1985年4月 近畿日本鉄道株式会社  
 (現近鉄グループホールディングス株式会社) 入社
- 2010年6月 クラブツーリズム株式会社取締役
- 2012年6月 同社常務取締役
- 2013年1月 KNT-CTホールディングス株式会社取締役
- 2019年6月 同社常務取締役
- 2020年6月 当社補欠監査役(現職)
- 2020年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員
- 2023年4月 株式会社きんえい監査役(現職)
- 2024年6月 近鉄グループホールディングス株式会社監査役(現職)
- 2024年6月 近畿日本鉄道株式会社監査役(現職)

### 重要な兼職の状況

近鉄グループホールディングス株式会社監査役、近畿日本鉄道株式会社監査役、株式会社きんえい監査役

### 補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

1985年から近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)の一員として経営等に携わり、豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2024年には同社の監査役に就任しており、客観的な立場から職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 中村哲夫氏は、補欠監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 当社は、本議案において、中村哲夫氏が選任され監査等委員である社外取締役现就任した場合、会社法第427条第1項及び現行定款第28条の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社及び連結子会社の役員、執行役員並びに重要な使用人を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。中村哲夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 2026年6月19日付で、中村哲夫氏は近鉄グループホールディングス株式会社監査役を退任し、同社の監査等委員である取締役に就任する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年6月21日開催の第12期定時株主総会において「年額2億5,200万円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）」としてご承認いただいた後、2022年6月23日開催の第16期定時株主総会において、社外取締役の報酬額改定のため当社の取締役の報酬額を「年額2億5,200万円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）」とする旨ご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を「年額2億5,200万円以内（うち社外取締役5,000万円以内）」とさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は事業報告に記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、当社は、取締役会において、当該方針につきまして、実質的には同様の内容としつつ、監査等委員会設置会社への移行及び本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しております。

本議案の内容は、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮したものであるとともに、社内取締役と独立社外取締役で構成する「人事・報酬諮問委員会」の答申を経たものであり、また、改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも沿うものであることから、相当であると考えております。

なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は12名（うち社外取締役5名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額5,760万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮し、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 1. 提案理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、当社グループの持続的な成長並びに中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの価値共有をより一層進めることを目的として、2018年6月21日開催の第12期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする、譲渡制限付株式の付与のための報酬支給制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきました。

本制度におきまして、取締役（社外取締役を除きます。）は、当社の取締役会決議に基づき、本制度による報酬の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年176,000株以内としております。なお、本制度に基づき支給される報酬の総額は、年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）としております。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の対象を当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）とし、そのご承認をお願いするものであります。

本議案の内容は、社内取締役と独立社外取締役で構成する「人事・報酬諮問委員会」の答申を経たものであり、また、改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも沿うものであることから、相当であると考えております。

なお、本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠のものとなります。

また、現在、本制度の対象となる取締役の員数は7名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役の員数は6名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

## 2. 本制度における報酬の額・内容等

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年176,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間の間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### （2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由による場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

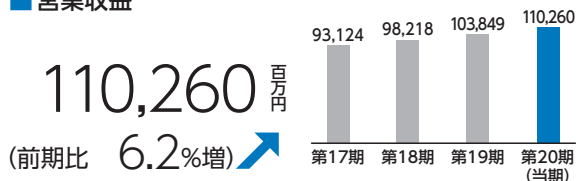
### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下「当期」といいます。）におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の拡大等により緩やかな回復が続きました。その一方で、物価や金利の上昇により消費者マインドに足踏みがみられたことや、中東情勢や日中関係の悪化等の地政学リスクも重なり、先行き不透明な状況で推移しました。

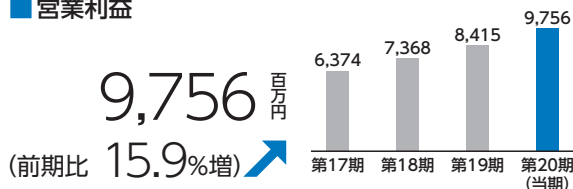
このような状況の中、当社グループは、運輸セグメントやレジャー・サービスセグメントにおいて万博関連需要の取込みに努めたことに加え、流通セグメントではトラックの新車販売拡大に取り組みました。また、不動産セグメントでは2025年8月に三重県内における新たな旗艦ビルとして「四日市三交ビル」を開業したことに加え、その隣接地で「四日市三交ビルANNEX」の開発に着手するなど、安定した収益基盤の拡大を図りました。

この結果、当期における当社グループの営業収益は、前期に比較して6.2%増の1,102億60百万円となり、営業利益は、15.9%増の97億56百万円、経常利益は、13.6%増の96億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、3.2%増の62億50百万円となりました。

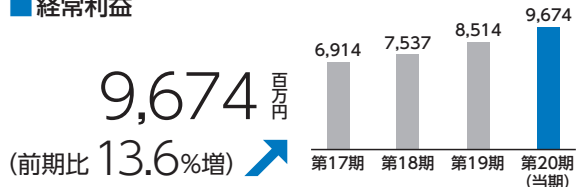
#### ■ 営業収益



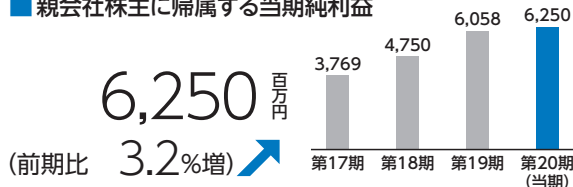
#### ■ 営業利益



#### ■ 経常利益



#### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

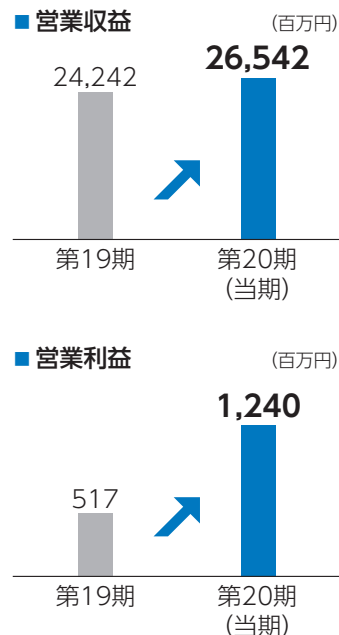
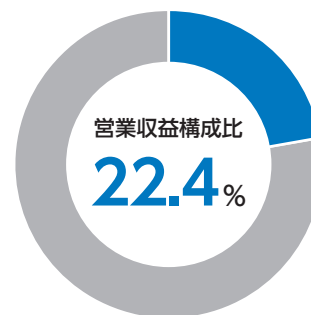
## 運輸セグメント

乗合バス部門では、2024年12月に運賃改定を実施したことに加え、伊勢市等の観光地における輸送が好調に推移したことなどにより営業収益は増加しました。貸切バス部門では、万博をはじめとするイベント輸送で、単価や稼働が上昇したことなどにより営業収益は増加しました。タクシー部門では、前期に比べ乗務員の充足が進んだことなどにより営業収益は増加しました。

この結果、運輸セグメントの営業収益は、前期に比較して9.5%増の265億42百万円となり、営業利益は139.6%増の12億40百万円となりました。



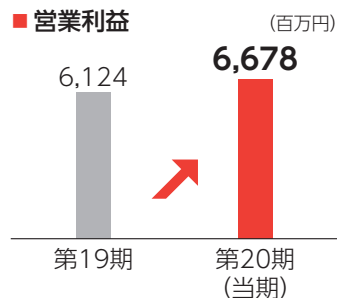
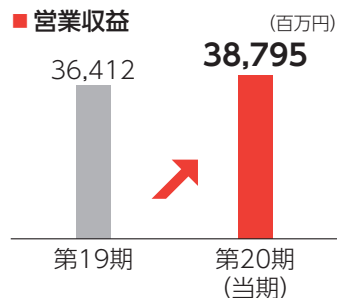
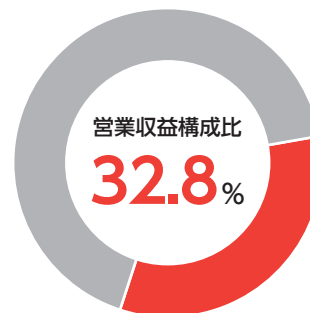
三重交通 連節バス



## 不動産セグメント

分譲部門では、マンション分譲において1戸当たりの販売価格が上昇したことなどにより営業収益は増加しました。賃貸部門では、前期に開業した物件の稼働率向上に加え、2025年8月に開業した「四日市三交ビル」が収益寄与したことなどにより営業収益は増加しました。建築部門では、注文住宅やリフォーム工事の単価が上昇したことにより営業収益は増加しました。環境エネルギー部門では、前期に比較して天候に恵まれ発電量が増えたことにより営業収益は増加しました。不動産管理部門では、新規物件の受託等により営業収益は増加しました。

この結果、不動産セグメントの営業収益は、前期に比較して6.5%増の387億95百万円となり、営業利益は9.0%増の66億78百万円となりました。



三交不動産 四日市三交ビル

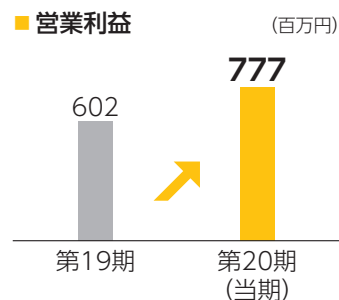
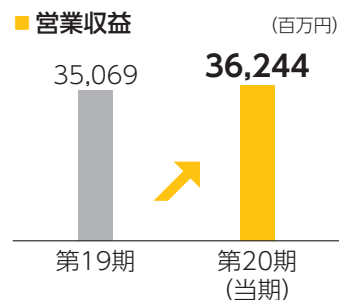
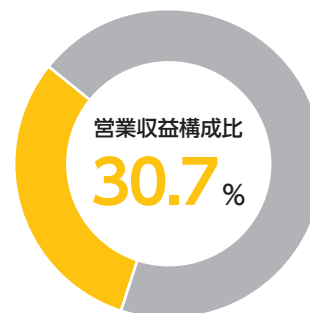
## 流通セグメント

石油製品販売部門では、石油製品の販売単価及び販売数量が低下したことなどにより営業収益は減少しました。生活用品販売部門では、来店客数が増えたことに加え、購買単価も上昇したことにより営業収益は増加しました。自動車販売部門では、トラックの新車販売台数が増えたことなどにより営業収益は増加しました。

この結果、流通セグメントの営業収益は、前期に比較して3.3%増の362億44百万円となり、営業利益は29.0%増の7億77百万円となりました。



ハンズ 名古屋松坂屋店



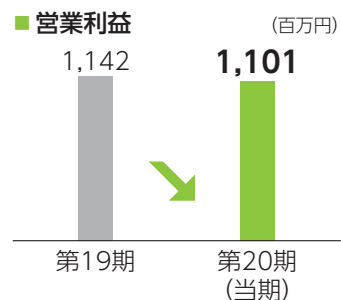
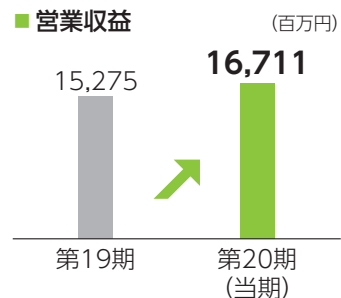
## レジャー・サービスセグメント

ビジネスホテル部門では、万博等のイベントやインバウンド需要の拡大で、客室料金や稼働率が上昇したことにより営業収益は増加しました。旅館部門では、客室の改装を実施し顧客満足度の向上に努め、宿泊総消費単価が上昇したことにより営業収益は増加しました。ドライブイン部門では、ツアーや団体のお客さまを乗せたバスの立寄り台数が増え、売店等の利用が伸びたことにより営業収益は増加しました。旅行部門では、万博をはじめとするツアーの参加人員が増えたことにより営業収益は増加しました。

この結果、レジャー・サービスセグメントの営業収益は、前期に比較して9.4%増の167億11百万円となり、施設修繕を進めたことなどにより営業利益は3.6%減の11億1百万円となりました。



御在所ロープウェイ



## (2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、ポストコロナにおける新たな生活様式の定着に伴う需要の変化に加え、物価上昇による費用の増加や慢性的な人手不足など、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループでは、中期経営計画に定めている6つの基本方針のもと事業を展開し、地域社会の発展に貢献するとともに持続的な成長・発展を実現してまいります。

### －基本方針－

- 安全・安心・安定・快適なサービスの提供
- 成長分野の深耕と創造
- 市場の変化に対応した事業モデルの構築
- サステナビリティへの取組み
- DXの推進
- 財務体質の改善

各セグメントにおいて優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題と具体的な施策は以下のとおりであります。

### 運輸セグメント

運輸セグメントにおいては、最優先課題とする安全確保に向けた教育や健康管理などを徹底するとともに、待遇改善や採用活動強化、労働環境の整備等により人員確保に努め、お客さまが引き続き安心してご利用いただけるよう取り組みます。

乗合バス部門では、クレジットカード等のタッチ決済の導入エリアを拡大することにより、お客さまが利用しやすい環境を整備するとともに、自動運転バスやオンデマンド交通等の新たな輸送サービスの研究を進めます。また、電動車の導入による環境負荷低減にも取り組みます。

貸切バス部門では、お木曳などの式年遷宮関連行事や愛知県を中心に開催されるアジア競技大会等のイベント関連需要の取込みに努めるとともに、柔軟な車両配置や配車体制の強化により運営効率の向上を目指します。

旅客運送受託部門では、引き続き安全な運行を徹底し、安定した収益確保に努めます。

### 不動産セグメント

不動産セグメントにおいては、計画的な仕入や投資により安定した収益確保に取り組むほか、用地や市場ニーズの情報収集を強化し、高付加価値商品の開発に努めます。

分譲部門では、市場ニーズを踏まえた高付加価値の商品開発に取り組むほか、資産回転型ビジネスである売却型賃貸マンションの計画的な開発・販売により収益の安定化を図ります。

賃貸部門では、三交インがキーテナントとなる「四日市三交ビルANNEX」について、2028年春の開業を目指すとともに、新規開発や施設のリニューアルにより収益向上を図ります。

環境エネルギー部門では、太陽光発電施設の運営効率維持に努めるほか、再生可能エネルギーの可能性について研究を進めます。

不動産管理部門では、人員確保や教育に注力し、品質の高いサービスの提供に努めることに加え、新規受注に取り組むことで収益拡大を図ります。

### 流通セグメント

流通セグメントにおいては、販売力の強化や管理の効率化により、各店舗の競争力向上を図ります。

石油製品販売部門では、エリアに応じた店舗戦略により、収益の向上を図るとともに、メンテナンスやコーティング等のカーライフに係わる総合サービスの提供により収益力強化に取り組めます。

生活用品販売部門では、フランチャイズ展開するハンズにおいて、「ハンズ名古屋店」を閉店する一方で、既存店舗での収益性向上を図りつつ、新店舗の開発にも努めます。

自動車販売部門では、新車及び中古車の販売拡大に注力するとともに、メンテナンスや保険等も含めた、車の生涯を通じた「サイクル・ビジネス」を強化し、収益拡大を図ります。

### レジャー・サービスセグメント

レジャー・サービスセグメントにおいては、需要にマッチした商品やサービスの開発を推進するとともに、積極的な情報発信を行うことで認知度の向上につなげ、収益拡大を図ってまいります。

ビジネスホテル部門では、新規ホテルの開発を進めることにより収益の拡大を図るとともに、既存ホテルの計画的な修繕等により競争力の維持向上に努めます。

旅館部門では、お客さまのニーズに沿った高付加価値プランの拡充に努め顧客満足度の向上を図ります。

索道（ロープウェイ）部門では、インバウンド需要の積極的な取込みに努めるとともに、SNS等を通じ個人の集客強化を図ります。

ゴルフ場部門では、幅広い顧客層に向けた各種イベントの開催や施設改修、プレイ環境の改善による顧客満足度の向上に取り組み、集客を図ります。

### グループ全体

当社グループにおいては、「安全・安心・安定・快適なサービスの提供」を最重要方針とし、事業を推進していくとともに、働きやすい労働環境の整備やDX推進に向けた取組みを進めてまいります。

今後も当社グループが株主・投資家の皆さまをはじめ、お客さま、地域社会、取引先等あらゆるステークホルダーから信頼される企業集団であり続けるために、「グループ経営指針」及び「グループコンプライアンス行動規範」等に則り、社会的責任の遂行に努めます。財務面では、キャッシュ・マネジメント・システムによるグループ内資金の有効活用により、有利子負債の抑制、財務体質の強化に努めます。

また、「グループサステナビリティ基本方針」に基づき、ESG（環境・社会・ガバナンス）を意識した事業活動により課題解決へ取組みを進めることでSDGs（持続可能な開発目標）を達成し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

### (3) 設備投資の状況

- ①当期中に完成した主要な工事等  
伊賀市大内賃貸施設新築工事（名阪上野ドライブイン跡地）
- ②当期中に新造した車両
  - 乗合車 29両
  - 貸切車 11両
- ③当期末において継続中の主要な工事等  
「四日市三交ビルANNEX」建設工事

### (4) 資金調達の状況

当社グループでは、設備投資資金等に充当するため、金融機関から所要の借入れを行いました。

なお、当期末における借入金残高は809億92百万円となり、前期末に比較して18億84百万円増加しました。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第17期 2022年度	第18期 2023年度	第19期 2024年度	第20期 (当期) 2025年度
総	資 産 (百万円)	167,901	181,293	181,613	191,511
純	資 産 (百万円)	52,777	59,331	63,184	70,535
1 株 当 た り	純 資 産 (円)	525.52	589.81	626.73	697.78
営 業	収 益 (百万円)	93,124	98,218	103,849	110,260
運 輸	セ グ メ ン ト (百万円)	22,467	23,631	24,242	26,542
不 動 産	セ グ メ ン ト (百万円)	34,505	35,565	36,412	38,795
流 通	セ グ メ ン ト (百万円)	30,507	31,839	35,069	36,244
レ ジャ ー ・ サ ー ビ ス	セ グ メ ン ト (百万円)	11,530	14,039	15,275	16,711
消 去	(百万円)	△5,886	△6,857	△7,151	△8,032
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る	当 期 純 利 益 (百万円)	3,769	4,750	6,058	6,250
1 株 当 た り	当 期 純 利 益 (円)	37.78	47.52	60.48	62.24

- (注) 1. 当期における営業成績の要因は、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。  
 2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金		議決権比率	主要な事業内容
	百万円		%	
三 重 交 通 株 式 会 社	4,017	100.00		自動車運送関連事業
三 交 不 動 産 株 式 会 社	3,800	100.00		不動産業
三 重 い すゞ 自 動 車 株 式 会 社	105	56.76	(90.58)	自動車販売業
三 重 交 通 商 事 株 式 会 社	99	100.00		石油製品販売業
名 阪 近 鉄 バ ス 株 式 会 社	90	100.00		自動車運送事業
株式会社三交クリエイティブ・ライフ	50	100.00		生活用品販売業
三重交通コミュニティ株式会社	50	100.00		不動産管理業
株 式 会 社 三 交 イ ン	10	100.00		ビジネスホテル業

(注) ( ) 内の数字は、当社子会社の出資を含めております。

② 特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
		百万円	百万円
三 重 交 通 株 式 会 社	三重県津市中央1番1号	6,065	26,984
三 交 不 動 産 株 式 会 社	三重県津市丸之内9番18号	8,418	

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

- ① 当社  
運輸業、不動産業、流通業及びレジャー・サービス業の事業会社の株式を所有することによるグループ連結経営の立案と実行
- ② 当社グループ

区 分	事 業 内 容
運 輸 業	バス事業、タクシー事業
不 動 産 業	不動産分譲・賃貸・仲介・管理業、 建築工事請負業、環境エネルギー事業
流 通 業	石油製品販売業、生活用品販売業、自動車販売業
レジャー・サービス業	ビジネスホテル業、旅館業、ドライブイン業、索道業、ゴルフ場の運営、旅行業、自動車教習所の運営、造園土木業、介護事業

(8) 主要な営業所等 (2026年3月31日現在)

- ① 当社  
本 社 三重県津市
- ② 主要な子会社の営業所、施設等

会 社 名	所 在 地
三 重 交 通 株 式 会 社	三重県、愛知県
三 交 不 動 産 株 式 会 社	三重県、愛知県、東京都、大阪府
三 重 い すゞ 自 動 車 株 式 会 社	三重県
三 重 交 通 商 事 株 式 会 社	三重県、和歌山県
名 阪 近 鉄 バ ス 株 式 会 社	愛知県、岐阜県、三重県
株式会社三交クリエイティブ・ライフ	愛知県
三 重 交 通 コ ミ ュ ニ テ ィ 株 式 会 社	三重県、愛知県、大阪府
株 式 会 社 三 交 イ ン	愛知県、三重県、静岡県、東京都、大阪府、京都府

## (9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

区 分		従 業 員 数	
運 輸 業		1,607	(1,060) 名
不 動 産 業		417	(798)
流 通 業		464	(239)
レジャー・サービス業		515	(307)
全 社 (共 通)		69	(6)
合 計		3,072	(2,410)

- (注) 1. 従業員数は、就業員数であります。  
 2. 臨時雇用者数は、( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。  
 3. 全社として記載されている従業員数は、当社の従業員数であります。  
 4. 執行役員は、従業員数に含まれておりません。

## (10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	21,217 百万円
株 式 会 社 百 五 銀 行	19,731
三 重 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	11,626

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 100,521,944株 (自己株式6,779,639株を除く。)  
 (3) 株主数 21,631名 (前期末比2,265名増)  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	24,000	23.88
近鉄グループホールディングス株式会社	14,222	14.15
株式会社百五銀行	3,987	3.97
株式会社三十三銀行	3,987	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,775	3.76
コスモ石油プロパティサービス株式会社	2,357	2.35
三重県信用農業協同組合連合会	1,200	1.19
明治安田生命保険相互会社	1,140	1.13
三重交通グループ社員持株会	1,060	1.06
日本生命保険相互会社	912	0.91

- (注) 1. 当社は、自己株式を6,779,639株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口) の持株数24,000千株については、委託者である近畿日本鉄道株式会社が議決権の指図権を留保しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式に関する事項は次のとおりです。

・取締役その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
	株	名
当社の取締役 (社外取締役を除く。)	69,300	7
社外取締役	0	0
監査役	0	0

・交付した株式（譲渡制限付株式）の内容

①譲渡制限期間 30年間

②譲渡制限の解除条件

当社は、社外取締役を除く当社の取締役（以下「対象取締役」という。）が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、割り当てた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

③譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合の取扱い

ア．譲渡制限の解除時期

対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡後、当社の取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

イ．譲渡制限の解除対象となる株式数

ア．で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式に、本割当株式の払込期日を含む年の7月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

④当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記③で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

また、対象取締役が、譲渡制限期間中に上記②で定めるいずれの地位を退任又は退職した場合には、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由による場合を除き、当社は、当該退任又は退職の時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得するとともに、譲渡制限期間満了時点の直前時において、対象取締役が上記②に定める地位にある場合も、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

⑤組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当株式の払込期日を含む年の7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

## 3. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	小倉敏秀	三交不動産株式会社代表取締役会長
代表取締役 社長	竹谷賢一	三重交通株式会社代表取締役会長 名阪近鉄バス株式会社代表取締役会長
取締役相談役	岡本直之	
取締役	田端英明	総務人事グループ(人事)担当 三重交通株式会社代表取締役社長
取締役	増田充康	企画室担当、総務人事グループ(総務・秘書・広報)担当、 経理グループ担当、内部統制室担当 三重交通株式会社専務取締役
取締役	村田陽子	鳥羽シーサイドホテル株式会社代表取締役社長
取締役	中村充孝	三交不動産株式会社代表取締役社長
取締役	楠井嘉行	社外取締役 独立役員 弁護士、税理士
取締役	都司尚	社外取締役 近鉄グループホールディングス株式会社代表取締役会長 株式会社きんえい取締役
取締役	田中彩子	社外取締役 独立役員 医療法人誠仁会理事長 社会福祉法人博愛会理事長
取締役	高宮いづみ	社外取締役 独立役員 近畿大学名誉教授
取締役	植田隆	社外取締役 独立役員 株式会社三十三フィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員) 一般財団法人三重県友の会理事長

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役（常勤）	中川伸也	
監査役（常勤）	別府通孝	
監査役	山中利之	社外監査役 独立役員 公認会計士、税理士
監査役	笠松宏行	社外監査役 近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員 株式会社近鉄百貨店監査役

- (注) 1. 楠井嘉行氏、都司尚氏、田中彩子氏、高宮いづみ氏及び植田隆氏は、社外取締役であります。
2. 山中利之氏及び笠松宏行氏は、社外監査役であります。
3. 山中利之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、また、中川伸也氏及び笠松宏行氏は、経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項並びに定款第28条及び第37条の規定により、社外取締役及び社外監査役の全員との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び連結子会社の役員、執行役員並びに重要な使用人を被保険者としております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、故意又は重過失に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
6. 当社は、取締役楠井嘉行氏、取締役田中彩子氏、取締役高宮いづみ氏、取締役植田隆氏及び監査役山中利之氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 役員の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

2025年6月17日

氏名	新	旧
村田陽子	鳥羽シーサイドホテル株式会社 代表取締役社長	株式会社三交イン代表取締役社長

なお、2025年3月31日、高宮いづみ氏は近畿大学副学長・文芸学部教授を退任し、同年4月1日、同大学名誉教授に就任しました。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ・方針の決定方法及び内容の概要

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」で構成され、「固定報酬」は職責と経験を、「業績連動報酬」は各期の会社業績及び成果をそれぞれ主として反映させ、「譲渡制限付株式報酬」は当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的とします。

社外取締役の報酬等は、その職責に鑑み「固定報酬」のみとします。

#### ア. 固定報酬

月例の金銭支給とし、役位や現職経験年数のほか、社外取締役以外の取締役については、会社業績への貢献度を考慮し額を決定しております。

#### イ. 業績連動報酬

月例の金銭支給とし、基本報酬（固定報酬と業績連動報酬の合計）に占める当該報酬の支給割合を役位に応じ、10%～30%とし、株主との価値共有の観点から連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標として、前期比増減率を乗じ算定しております。

#### ウ. 譲渡制限付株式報酬

毎年、一定の時期（定時株主総会終了後1ヵ月以内）に譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することとし、報酬総額に占める当該報酬の割合を役位に応じ、15%～20%程度とし、役位、現職経験年数等を考慮し決定しております。

なお、譲渡制限付株式は、当該金銭報酬債権の支給後1ヵ月以内に付与しております。

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長（代表取締役会長不在の場合は代表取締役社長）がその決定の委任を受け、両者の協議により（上記の場合は代表取締役社長が）決定するものとし、その権限の内容は、基本報酬（固定報酬と業績連動報酬の合計）及び譲渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の額の決定とします。

上記の権限が適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬等の原案は、社内取締役と独立社外取締役で構成する「人事・報酬諮問委員会」に諮問され、その答申を受けた取締役会から一任された代表取締役会長及び代表取締役社長（代表取締役会長不在の場合は代表取締役社長）が、当該答申に基づいて、上記のとおり決定するものとします。

- ・個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容が、上記の決定方針の定める手続きに従って決定されていることに加え、当該内容については人事・報酬諮問委員会に報告され、その確認を経ていることから、取締役会は、当該内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

- ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬額は、年額2億5,200万円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）（2022年6月23日第16期定時株主総会決議）であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役は6名）であります。

また、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額は、年額6,000万円以内（2018年6月21日第12期定時株主総会決議）であります。（それぞれの年額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）なお、当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は14名であります。

また、監査役の基本報酬額は、年額5,760万円以内（2018年6月21日第12期定時株主総会決議）であります。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

- ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

ア. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当

代表取締役会長 小倉 敏秀

代表取締役社長 竹谷 賢一

イ. 委任された権限の内容

上記①「方針の決定方法及び内容の概要」に記載のとおりであります。

ウ. 権限を委任した理由

当社グループ全体の業績及び個々の取締役の業務遂行状況等を俯瞰的に把握している両者が、その協議を通じて決定することが最適であると取締役会が判断したためであります。

エ. 委任された権限が適切に行使されるようするための措置

上記①「方針の決定方法及び内容の概要」に記載のとおりであります。

## ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円) 及び対象員数 (名)					
			固定報酬		業績連動報酬等		非金銭報酬等 (譲渡制限付株式)	
			対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
取締役 (社外取締役を除く。)		187	7	110	7	43	7	33
監査役 (社外監査役を除く。)		28	2	28	-	-	-	-
社 外 役 員	社外取締役	30	5	30	-	-	-	-
	社外監査役	10	2	10	-	-	-	-
合 計		257	16	180	7	43	7	33

- (注) 1. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
2. 上記のほか、兼務している子会社からの報酬等の額（使用人分給与を除く。）は、以下のとおりであります。  
164百万円（取締役154百万円、監査役9百万円）
3. 上記業績連動報酬に関する内容等については、3. (2) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に、また、算定の指標とする当事業年度を含む連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、1. (1) 事業の経過及びその成果にそれぞれ記載のとおりであります。
4. 上記非金銭報酬等である譲渡制限付株式の内容及び当該株式の交付状況については、2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係（2026年3月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	楠井嘉行	弁護士、税理士	—
取締役	都司尚	近鉄グループホールディングス株式会社	代表取締役会長
		株式会社きんえい	取締役
取締役	田中彩子	医療法人誠仁会	理事長
		社会福祉法人博愛会	理事長
取締役	高宮いづみ	近畿大学	名誉教授
取締役	植田隆	株式会社三十三フィナンシャルグループ	社外取締役（監査等委員）
		一般財団法人三重県友の会	理事長
監査役	山中利之	公認会計士、税理士	—
監査役	笠松宏行	近鉄グループホールディングス株式会社	取締役常務執行役員
		株式会社近鉄百貨店	監査役

- (注) 1. 取締役都司尚氏及び監査役笠松宏行氏の兼職先である近鉄グループホールディングス株式会社は、当社の大株主であります。
2. 取締役植田隆氏の兼職先である株式会社三十三フィナンシャルグループの子会社である株式会社三十三銀行は、当社の大株主であり、当社グループは同社との間に借入等の取引があります。
3. 上記のほか、当社の社外役員の重要な兼職先と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。

## ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	楠井嘉行	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、上記のほか、社外役員連絡会議への出席や当社の取締役等の人事及び報酬等を審議する人事・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的な立場から、取締役会に対し答申及び助言を行うなど、経営陣の監督に努めることで、当社が期待する役割を果たしております。
取締役	都司 尚	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、主に会社経営に関する高い知識及び豊富な経験に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、上記のほか社外役員連絡会議に出席し、客観的立場から取締役会に対し意見を述べるなど、経営陣の監督に努めることで、当社が期待する役割を果たしております。
取締役	田中彩子	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、主に医療機関等の経営者として、優れた見識と幅広い経験に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、上記のほか、社外役員連絡会議への出席や当社の取締役等の人事及び報酬等を審議する人事・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的な立場から、取締役会に対し答申及び助言を行うなど、経営陣の監督に努めることで、当社が期待する役割を果たしております。
取締役	高宮 いづみ	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に大学運営に関する優れた見識や幅広い経験に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、上記のほか、社外役員連絡会議への出席や当社の取締役等の人事及び報酬等を審議する人事・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的な立場から、取締役会に対し答申及び助言を行うなど、経営陣の監督に努めることで、当社が期待する役割を果たしております。
取締役	植田 隆	当期開催の取締役会11回の全てに出席し、長年にわたる行政機関の責任者としての優れた見識や幅広い経験に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、上記のほか、社外役員連絡会議への出席や当社の取締役等の人事及び報酬等を審議する人事・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的な立場から、取締役会に対し答申及び助言を行うなど、経営陣の監督に努めることで、当社が期待する役割を果たしております。
監査役	山中利之	当期開催の取締役会及び監査役会各11回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
監査役	笠松宏行	当期開催の取締役会及び監査役会各11回の全てに出席し、主に財務及び会計に関する高い知識及び豊富な経験に基づき、必要に応じ意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

##### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	34百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、当社は、投資に関する財務デューデリジェンス業務について、また、当社の子会社は、貸切バス部門における事業更新許可申請に係る確認業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合のほか、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力などにおいて適正でないと判断した場合には、解任又は不再任について、検討・審議いたします。

#### 5. 会社の体制及び方針

##### 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つと位置づけております。当社の配当については、長期にわたり安定した経営基盤の構築に努め、業績の推移及び将来のための内部留保等を勘案しつつ、安定的に配当することを基本方針としております。各期の配当額は、連結配当性向30%を目指し、持続的な利益成長に基づいた株主還元を図ってまいります。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>191,511,441</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>120,975,656</b>
<b>流動資産</b>	<b>50,814,177</b>	<b>流動負債</b>	<b>61,459,085</b>
現金及び預金	4,733,692	支払手形及び買掛金	4,554,695
受取手形及び売掛金	9,833,572	短期借入金	14,980,000
商品及び製品	4,572,182	1年内返済予定の長期借入金	26,089,634
販売用不動産	28,894,106	リース債務	27,330
仕掛品	259,711	未払法人税等	2,015,855
原材料及び貯蔵品	304,812	賞与引当金	1,769,811
その他	2,240,047	製品保証引当金	151,937
貸倒引当金	△23,947	事業整理損失引当金	567,000
		資産除去債務	180,000
		その他	11,122,821
<b>固定資産</b>	<b>140,697,263</b>	<b>固定負債</b>	<b>59,516,571</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>113,050,576</b>	長期借入金	39,923,257
建物及び構築物	35,562,190	リース債務	70,442
機械装置及び運搬具	17,964,047	繰延税金負債	3,053,513
工具、器具及び備品	938,969	再評価に係る繰延税金負債	2,469,276
土地	58,311,842	退職給付に係る負債	1,818,482
リース資産	121,016	旅行券引換引当金	140,925
建設仮勘定	152,510	修繕引当金	233,286
<b>無形固定資産</b>	<b>407,599</b>	資産除去債務	2,092,795
その他	407,599	長期預り保証金	8,898,707
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,239,087</b>	その他	815,884
投資有価証券	18,553,537	<b>(純資産の部)</b>	<b>70,535,784</b>
退職給付に係る資産	2,494,174	<b>株主資本</b>	<b>57,401,086</b>
繰延税金資産	290,621	資本金	3,000,000
その他	5,992,220	資本剰余金	10,776,697
貸倒引当金	△91,467	利益剰余金	44,244,026
		自己株式	△619,637
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,740,906</b>
		その他有価証券評価差額金	9,243,446
		土地再評価差額金	3,213,332
		退職給付に係る調整累計額	284,128
		<b>非支配株主持分</b>	<b>393,791</b>
<b>合 計</b>	<b>191,511,441</b>	<b>合 計</b>	<b>191,511,441</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		
旅客運輸収入	41,013,098	
商品売上高	69,247,895	110,260,994
<b>営業費用</b>		
運輸業等営業費及び売上原価	35,169,631	
商品売上原価	44,099,522	
販売費及び一般管理費	21,235,650	100,504,805
		<u>9,756,188</u>
<b>営業利益</b>		
<b>営業外収益</b>		
受取利息	9,435	
受取配当金	376,044	
持分法による投資利益	10,946	
その他	235,155	631,582
<b>営業外費用</b>		
支払利息	688,420	
その他	24,619	713,040
		<u>9,674,731</u>
<b>経常利益</b>		
<b>特別利益</b>		
補助金収入	185,188	
その他	25,578	210,767
<b>特別損失</b>		
事業整理損失引当金繰入額	567,000	
減損損失	133,729	
固定資産処分損	132,981	
固定資産圧縮損	186,099	
その他	1,700	1,021,511
		<u>8,863,987</u>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		
法人税、住民税及び事業税	3,013,141	
法人税等調整額	△432,563	2,580,577
		<u>6,283,410</u>
<b>当期純利益</b>		
非支配株主に帰属する当期純利益		32,922
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<u>6,250,487</u>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>26,984,922</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>998,818</b>
<b>流動資産</b>	<b>9,875,573</b>	<b>流動負債</b>	<b>998,818</b>
現金及び預金	9,082	未払金	84,512
預け金	8,939,766	未払法人税等	8,963
未収入金	896,225	未払消費税等	17,284
原材料及び貯蔵品	4,569	未払費用	9,114
前払費用	12,035	預り金	43,135
その他	13,894	賞与引当金	27,808
		関係会社事業損失引当金	808,000
		<b>(純資産の部)</b>	<b>25,986,104</b>
<b>固定資産</b>	<b>17,109,348</b>	<b>株主資本</b>	<b>25,986,104</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,109,348</b>	<b>資本金</b>	<b>3,000,000</b>
関係会社株式	17,082,180	<b>資本剰余金</b>	<b>12,647,469</b>
繰延税金資産	13,226	資本準備金	750,000
その他	13,942	その他資本剰余金	11,897,469
		<b>利益剰余金</b>	<b>11,395,650</b>
		その他利益剰余金	11,395,650
		繰越利益剰余金	11,395,650
		<b>自己株式</b>	<b>△1,057,015</b>
<b>合 計</b>	<b>26,984,922</b>	<b>合 計</b>	<b>26,984,922</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		
関係会社受取配当金	2,576,927	
関係会社受入手数料	1,144,336	3,721,263
<b>営業費用</b>		
一般管理費	1,351,761	1,351,761
<b>営業利益</b>		<b>2,369,501</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	61,453	
その他	1,973	63,427
<b>営業外費用</b>		
その他	3,294	3,294
<b>経常利益</b>		<b>2,429,635</b>
<b>特別損失</b>		
関係会社事業損失引当金繰入額	808,000	808,000
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,621,635</b>
法人税、住民税及び事業税	826	
法人税等調整額	4,755	5,581
<b>当期純利益</b>		<b>1,616,053</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

三重交通グループホールディングス株式会社

取締役会御中

五十鈴監査法人  
本部・津事務所

指 定 社 員	公認会計士	下津和也
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	中出進也
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	船越勇輝
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三重交通グループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三重交通グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

三重交通グループホールディングス株式会社

取締役会御中

五十鈴監査法人  
本部・津事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	下津和也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中出進也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	船越勇輝

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三重交通グループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

三重交通グループホールディングス株式会社 監査役会

監査役 (常勤)	中 川 伸 也 ㊟
監査役 (常勤)	別 府 通 孝 ㊟
監 査 役	山 中 利 之 ㊟
監 査 役	笠 松 宏 行 ㊟

- (注) 監査役山中利之及び監査役笠松宏行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。


以 上

# 株主総会 会場ご案内図


株主総会会場  
Hotel 津 Center Palace 5階  
三重の間

住所  
三重県津市大門7番15号

## 近鉄・JR【津駅下車】

 東口からバスにて約6分  
「三重会館前」バス停下車

## 近鉄【津新町駅下車】

 バスにて約6分  
「三重会館前」バス停下車



※当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※本総会は、省エネ・節電への取組みとして、軽装(クールビズ)にて開催させていただきます。

三重交通グループホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

